

Q 経済的に地デジ対応が難しいのですか!

A 簡易チューナーの無償給付制度についてお問合せください。



経 済的な理由で地上デジタル放送がまだ受信できない方に、
地デジ簡易チューナーの無償給付支援を行っています。

支援を受けるには、NHKと放送受信契約を結び、受信料の全額免除を受ける
ことが必要です。

※既にNHKの放送受信料が全額免除となっている世帯には、申込書等が送付されています。

【支援の対象となるのは】

以下のいずれかに該当し、NHKの受信料の全額免除を受けている世帯です。

- ①生活保護などの公的援助を受けている世帯
- ②障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が町民税非課税となっている世帯。
- ③社会福祉事業施設に入所し、自らテレビを持ち込んでいる世帯。

【支援の内容】

簡易チューナーを無償で給付します。

基本的に家に訪問して設置し、操作説明を行います。また、アンテナ工事
が必要な場合は、屋外アンテナなどの無償改修を行います。

※ご自身で購入したチューナー、アンテナなどについては、支援の対象とはなりません。

【支援の申込受付締切】平成22年12月28日（消印有効）まで

<チューナーの無償給付に関してのお問合せ先>

総務省地デジチューナー支援実施センター

☎ 0570-03-3840、☎ 044-969-5425

（平日は9時～21時、土日・祝日は9時～18時）

<NHK受信料免除等に関してのお問合せ先>

NHK視聴者コールセンター

☎ 0570-00-0588、☎ 044-871-8441

（平日は9時～21時、土日・祝日は9時～18時）

